

墓地、納骨堂又は火葬場の廃止許可〈審査基準〉

1 許可申請

墓地埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を廃止しようとする者は、豊田市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条第2項、規則第11条の規定に基づき市長に申請しなければならない。申請にあつては、次のとおり書類を提出すること。

(1) 墓地等廃止許可申請書（様式第8号）

(2) 添付書類

ア 墓地等の設置場所を明らかにした地図

イ 墓地等の敷地の登記事項証明書及び公図の写し

ウ 申請者が宗教法人又は公益法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び規則又は定款の写し並びに当該申請にかかる意思の決定を証する書類

エ 申請者が、墓地等の廃止に当たり、包括団体の承認が必要な宗教法人である場合は、承認書の写し（承認が不要な場合は、その旨を記載した書類）

オ 改葬を必要とする場合は、改葬の内容を明らかにした書類

カ その他市長が必要と認める書類

2 その他

墓地及び納骨堂の廃止は、改葬が全て完了したものでなければ許可しない。